

「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」周知・啓発業務 質問と回答

【質問 1】

仕様書 P 2 4 業務内容 (1) 周知・啓発業務

「ウ 広報媒体」における「札幌市にて放映枠を確保している街頭大型ビジョン（予定）」に関して放映料等の支払いは発生いたしますか。

<回答 1>

本市で放映枠を確保している街頭大型ビジョンにおいては、放映料等の支払いは発生いたしません。

【質問 2】

仕様書 P 3 4 業務内容 (2) 関係団体説明会の開催支援業務

想定されている説明会参加者数の規模感はどれくらいでしょうか。また、開催案内の送付費用は受託者による負担でしょうか。

<回答 2>

関係団体説明会については、50～60名程度の参加者数を想定しています。また、開催案内を送付する際の費用については本市で負担いたします。

なお、会場の確保にあたり、新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者同士が距離を取って座れるような会場規模が必要と考えております。